

介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 添付書類一覧

【地域密着型介護老人福祉施設】

提出書類

「(別紙3-2)介護給付費算定に係る体制等に関する進達書」

「(別紙1-3)体制等状況一覧表」の他に、以下のとおり書類を添付してください。

介護給付費算定に係る体制等の種類	提出書類等	備考
LIFEへの登録		※添付書類は不要 ※算定にあつては厚労省通知「科学的介護情報システム（LIFE）関連加算に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和6年3月15日）を確認すること
割引	① (別紙5-2) 地域密着型サービス事業者又は地域密着型介護予防サービス事業者による介護給付費の割引に係る割引率の設定について	※事前にご相談ください
夜間勤務条件基準	① (標準様式1) 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表	①【更新】「申請月」を提出 【新規】「算定開始月」を提出
職員の欠員による減算の状況	① (標準様式1) 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 ②資格証及び研修修了証の写し	①【更新】「申請月」を提出 【新規】「算定開始月」を提出 ②減算を解消する場合、該当者分を添付すること。
ユニットケア体制	① (標準様式1) 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 ②ユニットケアリーダー研修修了証の写し	①【更新】「申請月」を提出 【新規】「算定開始月」を提出
身体拘束廃止取組の有無		※添付書類は不要
安全管理体制		※添付書類は不要
高齢者虐待防止措置実施の有無	虐待の発生又はその再発を防止するための措置（虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の定期開催、指針の整備、年1回以上の研修の実施、担当者を定めること）が講じられていない場合、減算対象	※添付書類は不要
業務継続計画策定の有無	感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、かつ、当該業務継続計画に従い必要な措置が講じられていない場合、減算対象 ※ 2025年3月31日までの間、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的な計画の策定を行っている場合には、減算を適用しない	※添付書類は不要
栄養ケア・マネジメントの実施の有無		※添付書類は不要
日常生活継続支援加算	① (別紙37) 日常生活継続支援加算に係る届出書 ②介護福祉士の資格者証の写し ③ (標準様式1) 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表	③【更新】「申請月」を提出 【新規】「算定開始月」を提出
テクノロジーの導入 (日常生活継続支援加算関係)	① (別紙37-2) テクノロジーの導入による日常生活継続支援加算に関する届出書	
看護体制加算 (I) (II)	① (別紙25-2) 看護体制加算に係る届出書 ② (標準様式1) 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 ③ 看護師の資格証の写し	②【更新】「申請月」を提出 【新規】「算定開始月」を提出
夜勤職員配置加算 (I) (II) (III) (IV)		※添付書類は不要
テクノロジーの導入 (夜勤職員配置加算関係)	① (別紙27) テクノロジーの導入による夜勤職員配置加算に係る届出書	
準ユニットケア体制		※添付書類は不要
生活機能向上連携加算 (I) (II)		※添付書類は不要
個別機能訓練加算	I ① (標準様式1) 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表	①【更新】「申請月」を提出 【新規】「算定開始月」を提出
	II ② 機能訓練指導員の資格者証の写し	
	III ③ 在職証明書（はり師・きゅう師の場合のみ）	
ADL維持等加算〔申出〕の有無	算定の評価対象となるための申出を行う場合、届出必要	※LIFEを用いて加算算定を行うため、添付書類は不要
若年性認知症入所者受入加算		※添付書類は不要
常勤専従医師配置	① (標準様式1) 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 ② 医師の資格者証の写し	①【更新】「申請月」を提出 【新規】「算定開始月」を提出
精神科医師定期的療養指導	① (標準様式1) 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 ※余白に、入所者数と内、認知症である入所者数を記載すること。 ② 医師および精神科医の資格者証の写し	①【更新】「申請月」を提出 【新規】「算定開始月」を提出
障害者生活支援体制 (I) (II)	① (標準様式1) 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 ※余白に、視覚障害者、聴覚障害者、言語機能障害者、知的障害者である入所者数を記載すること。 ② 障害者生活支援員の資格証の写し	①【更新】「申請月」を提出 【新規】「算定開始月」を提出
栄養マネジメント強化体制	① (別紙38) 栄養マネジメントに関する届出書 ② (標準様式1) 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 ③ 管理栄養士または栄養士の資格者証の写し	②【更新】「申請月」を提出 【新規】「算定開始月」を提出
療養食加算		※添付書類は不要。
配置医師緊急時対応加算	① (別紙39) 配置医師緊急時対応加算に係る届出書	

介護給付費算定に係る体制等の種類	提出書類等	備考
看取り介護体制（Ⅰ）	①（別紙34）看取り介護体制に係る届出書 ②（標準様式1）従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 ③看護師の資格証の写し ④看取りに関する指針	②【更新】「申請月」を提出 【新規】「算定開始月」を提出
看取り介護体制（Ⅱ）	①（別紙34）看取り介護体制に係る届出書 ②（標準様式1）従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 ③看護師及び配置医師の資格証の写し ④看取りに関する指針 ⑤協力医療機関の医師との24時間連絡体制を確保していることが確認できる書類（協力医療機関の医師との連携による場合のみ）	②【更新】「申請月」を提出 【新規】「算定開始月」を提出
在宅・入所相互利用体制		※添付書類は不要。
小規模拠点集合体制		※添付書類は不要。
認知症専門ケア加算	I ①（別紙12）認知症専門ケア加算に係る届出書 ②（標準様式1）従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 ③認知症介護実践リーダー研修の修了証の写し又は認知症看護に係る適切な研修※の修了がわかるもの ④会議の開催計画が確認できるもの II 上記に加えて ⑤認知症介護指導者研修の修了書の写し又は認知症看護に係る適切な研修※の修了がわかるもの ⑥介護・看護職員ごとの研修計画の写し	②【更新】「申請月」を提出 【新規・変更】「算定開始月」を提出 ③(5)※現時点では、以下のいずれかの研修をます。 ・日本看護協会認定看護師教育課程「認知症看護」の研修 ・日本看護協会が認定している看護系大学院の「老人看護」及び「精神看護」の専門看護師教育課程 ・日本精神科看護協会が認定している「精神科認定看護師」（認定証が発行されている者に限る）
認知症チームケア推進加算	I ①（別紙40）認知症専門ケア加算に係る届出書 ②現行の認知症介護指導者養成研修の修了証の写し及び認知症チームケア推進研修の修了が確認できる書類の写し ③認知症介護指導者研修の修了書の写し又は認知症看護に係る適切な研修※の修了がわかるもの ④会議の開催計画が確認できるもの II	②は加算Iを算定する場合のみ添付 ③は加算IIを算定する場合のみ添付 ※認知症専門ケア加算（（I）又は（II））を算定している場合においては、算定不可。 ※算定にあたっては、厚労省通知「認知症チームケア推進加算に関する実施上の留意事項等について」（令和6年3月18日）をよく確認すること
褥瘡マネジメント加算	①（別紙41）褥瘡マネジメントに関する届出書	
排せつ支援加算		※添付書類は不要
自立支援促進加算		※添付書類は不要
科学的介護推進体制加算		※添付書類は不要
安全対策体制		※添付書類は不要
高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ、Ⅱ	①（別紙35）高齢者施設等感染対策向上加算に係る届出書	
生産性向上推進体制加算	I ①（別紙28）生産性向上推進体制加算に係る届出書 II	※加算Iは加算IIの要件をすべて満たしていないと算定できない ※算定にあたっては、厚労省通知「生産性向上推進体制加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例等の提示について」（令和6年3月15日）をよく確認すること
サービス提供体制強化加算	I ①（別紙14-4）サービス提供体制強化加算に関する届出書 II ②（標準様式1）従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 III ③（別紙7-2）有資格者等の割合の参考計算書	②【更新】「申請月」を提出 【新規・変更】「算定開始月」を提出
介護職員処遇改善加算	I ①介護職員等処遇改善加算等 処遇改善計画書 ※2024年4月～5月は介護職員処遇改善加算I～III、介護職員等特定処遇改善加算I～II、介護職員等ベースアップ等支援加算の算定 II ※2024年6月以降の新加算Vの注意事項：介護保険最新情報Vol.1215の3（1）介護職員等処遇改善加算（新加算）の要件参照 III IV V	①必要書類については、市のホームページ参照。 トップページ>医療・福祉>介護保険>事業者の方へ>地域密着型サービス>介護職員等処遇改善加算について（地域密着型サービス、介護予防・日常生活支援総合事業）

注意事項

加算の届出をする場合は必ず
「(別紙3-2)介護給付費算定に係る体制等に関する
進達書」と「(別紙1-3)体制等状況一覧表」
を提出してください。

加算の算定根拠となる資料は、指定権者からの求めがあった場合に
速やかに提出できるよう適切に保管してください。
また、虚偽や不正があった場合には、介護給付費の返還や介護事業
者の指定取消となる場合もありますので、ご注意ください。

添付の資料に利用者の個人情報(氏名、生年月日、住所等の個人の特定につながる情報)がある場合は、その情報が分から
ないようマスキング(塗りつぶし)をしてください。